

## 市谷議員 要望項目一覧

令和元年度6月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1. 憲法・平和</p> <p>①憲法</p> <p>○安倍首相が「2020年を新しい憲法が施行される年に」と公言し、参議院選挙で改憲問題を正面から掲げるとしている。自民党改憲案が、9条2項の後に自衛隊を明記し、「前項の規定は自衛の措置をとることを妨げない」、「自衛隊の行動は法律で定める」としていることは、不戦と戦力不保持の9条を打ち消し、法律によって無制限に自衛隊の活動を拡大させ、戦争する国づくりを進めるものである。どの世論調査でも改憲に反対する声が半数を超えており、安倍政権の憲法改定中止を求めること。</p>	<p>憲法の改正を行うかどうかは、国会の発議に基づき、国民が国民投票で決するものとなっている以上、国会の場で十分な議論をしていただいた上で、国民の幅広い議論の後、行われるべきものと考えている。</p>
<p>②沖縄新基地建設問題</p> <p>○沖縄に在日米軍基地の75%が集中していることは、沖縄だけではなく日本全土の防衛と地方自治が問われる重要な問題である。普天間基地を辺野古に移設しても基地はなくならず、何の問題解決にもならない。住民投票と、改めて衆議院沖縄3区補欠選挙で示された辺野古新基地建設ノーの意思を、全国知事会でも改めて確認することを提起し、国に新基地建設をやめるよう求めること。</p>	<p>防衛外交のあり方については、国民的議論を行い、まずは政府と沖縄県で十分協議を尽くした上で検討すべき課題である。</p>
<p>③日米地位協定</p> <p>○全国知事会が求めている「日米地位改定の抜本的見直し」の実施を、改めて国に求めること。</p>	<p>日米地位協定の見直しに係る全国知事会の提言については、防衛は国の専権事項であるという認識のもとに、国において責任をもって取り組まれるように全会一致で採択し提言したものであり、改めて表明することは考えていない。</p>
<p>④基地強化問題</p> <p>○オスプレイが横田基地に配備されて以降、若桜町でも目撃されている。また岩国基地は、米海兵隊 F35B 戦闘機の米国外での初配備や空母艦載機部隊の移駐など、東アジア最大の航空基地になっており、低空飛行訓練の激化が予想される。危険なオスプレイの撤去、米軍機・オスプレイの低空飛行訓練の中止を求めること。</p>	<p>オスプレイの配備については、防衛外交上の問題であり、国に対応していただくことが適当であることから、本県として中止を求めることは考えていない。</p> <p>米軍機の低空飛行訓練については、毎年防衛省に対し、日米合同委員会合意を遵守し住民に危険を及ぼし不安を与えるような飛行訓練を行わないよう措置することを要望している。</p>
<p>○美保基地への新型空中給油機配備計画は、3機から6機へと倍増している。基地の在り方を、自国防衛から戦争の出撃地へと変質させるものであり、配備中止を求めること。</p>	<p>空中給油機KC-46Aの配備については、国から改めて協議がなされることとなっており、米子市、境港市の意見も踏まえつつ、安全面や環境面での検証等を十分に行った上で判断することとしている。</p>
<p>○伯耆町の陸上自衛隊日光演習場で訓練が行われているが、演習場に向かう自衛隊機が役場や民家上空を飛び、うるさく、そして危険である。民家上空を飛ばさせないこと。</p>	<p>陸上自衛隊日光演習場での訓練については、毎月の訓練計画が陸上自衛隊から伯耆町へ通知され、伯耆町において、防災無線やケーブルテレビにより住民へ周知されている。</p> <p>伯耆町からは、住民からの特段の苦情はないと聞いているが、必要に応じて国へ要望することを検討する。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤自衛隊募集</p> <p>○自衛隊募集のため自治体が適齢者情報提出に協力しているが、住民にとっては個人情報勝手に提出されたも同然である。住民が提出拒否できることをあらかじめ周知すること。</p>	<p>自衛隊法施行令第120条を根拠に自衛隊地方協力本部から市町村に適齢者情報（氏名、出生の年月日、男女の別、住所の4情報）の提供が依頼されている。市町村が自衛隊からの求めにどのように対応するか、住民が提供を拒否できるような制度を策定するかはそれぞれの市町村の判断であるが、現段階で県内市町村ではそのような制度を策定しておらず、周知についても市町村の判断である。</p>
<p>2. 消費税・負担金</p> <p>○内閣府は、3月の景気動向指数で、景気の基調判断を6年2か月ぶりに「悪化」と下方修正した。また直近の4月19日、4月26日発表の今年1月と2月の毎月勤労統計調査でも、鳥取県の実質賃金は前年比でマイナスとなっている。「米中貿易摩擦」による日本経済への影響も懸念されている。これまでの3度の消費税増税の実施はいずれも、好景気や景気回復の時期であり、今回のように政府も景気悪化の可能性を認める中での消費税増税は初めてであり、くらしも県経済も深刻な事態となることが懸念される。10月からの消費税10%増税の中止を求めること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引上げの中止を求めることは考えていない。</p>
<p>○消費税10%増税が前提で引き上げられた県の各種手数料を元に戻すこと。少なくとも消費税10%が延期になった際には、各種手数料等の負担増は中止すること。</p>	<p>消費税率の10%への引き上げは、法律に明記されており、本県の各種手数料を元に戻すことは考えていない。なお、国会において法律の改正が行われ消費税率10%への引き上げが延期されることになった場合には、適切に対応したい。</p>
<p>3. 8時間はたらけばふつうに暮らせる社会実現にむけて</p> <p>①最低賃金</p> <p>○鳥取県の最低賃金762円も、県民所得も、全国下から2番目である。都市との格差是正や鳥取県人口流出を防いで人口を増やすためにも、鳥取県の最低賃金の引き上げを求めること。国に対し、中小企業支援とセットで、最賃全国一律1000円以上の実現を求めること。</p>	<p>最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専管事項である。</p>
<p>②残業規制</p> <p>○何時間働いても残業代が出ない、高度プロフェッショナル制度の廃止を求めること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなり、その動向を注視していきたい。</p>
<p>○「働き方改革」では、残業月45時間と規定する一方、過労死ラインの残業月100時間も認めており、これでは残業規制にならない。残業月45時間に規制すること。同時に県庁では、その実施に当たっては、「見せかけの残業減らし」のために公的責任を曖昧にする外部委託を安易に行わず、県職員の増員で対応すること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなり、その動向を注視していきたい。なお、県では、企業からの相談内容に応じた専門家派遣、セミナーによる普及啓発、労働環境整備等に対する融資・補助制度等、県内事業者の働き方改革に資する施策を展開しており、長時間労働の是正に向けた取組を促進していく。</p> <p>県庁では、県庁働き方改革プロジェクトチームを設けるなど、職員一人ひとりの働き方を見直す取組を進めてきたところであり、一人当たりの月平均時間外勤務は12.7時間（H30年度）となっている。また、業務の委託は、民間で出来ることは民間に委ねながら、地域と行政がともに持続可能となるよう民間活力を活用しているものであり、事業主体としての県の責任が直営・委託により変わるものではない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③待遇改善</p> <p>○鳥取県の雇用状況は、非正規雇用が3割台、女性の5割が非正規である。正社員が当たり前となるよう、事実上派遣労働から抜け出せない労働者派遣法は抜本改正を求めること。</p>	<p>平成27年9月の労働者派遣法改正により、「同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある派遣労働者」を対象に、派遣元事業主は、「派遣先へ直接雇用を依頼」や「派遣元での派遣労働者以外としての無期雇用」等の雇用安定措置を講じる義務（1年以上3年未満の場合は努力義務）が規定されたところであり、引き続き国の法改正の動向に注視していく。</p>
<p>○来年度の会計年度任用職員制度の実施にむけて準備が行われているが、現在の非常勤職員の待遇が今より下がらないようにすること。実施にあたって総務省に提出した鳥取県の対応方針の内容を公表し、財政確保を国に求めること。</p>	<p>本県では、これまでも臨時・非常勤職員の勤務条件の改善に努めてきたところであり、会計年度任用職員制度の切り替えに当たっても、法の趣旨を踏まえて適切に対応していくこととしている。また、国に対しても必要な財源を確保するよう要請をしてきている。</p>
<p>○離職者が多く、他職種より月10万円近く賃金が低い介護職員、保育士の処遇改善を強く求め、県独自にも賃金加算制度を創設すること。保育士の4・5歳児の配置基準を30：1から20：1、せめて25：1に改善すること。</p>	<p>介護職員の処遇改善については、令和元年10月の消費税率引上げにあわせて、「新しい経済政策パッケージ（2017年12月8日閣議決定）」に基づき、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士等に対して月額平均8万円相当の処遇改善が行われる予定であり、県独自の賃金加算制度創設は考えていない。</p> <p>保育士の処遇改善については、国制度である全ての職員を対象とした平均勤続年数に応じた加算及び技能・経験に応じた処遇改善等加算の活用を促進する。また、県制度においては1歳児加配保育士を中心に正規職員単価で人件費を支援しており、雇用の安定による処遇改善を図るよう引き続き制度の活用により処遇改善を図るよう働きかけていく。4、5歳児加配については、現時点で実施主体である市町村の合意が得られていない状況である。</p>
<p>4. 暮らしを支える社会保障を築くこと</p> <p>①国民健康保険</p> <p>○加入者の多くが低所得者である国民健康保険の保険料滞納者が県内13%というのは、深刻で、医療を受ける権利が奪われている事態である。知事会が求めている公費1兆円の財政投入を引き続き求めること。</p>	<p>国の国保財政への支援の拡充については、これまでも機会あるごとに国に要望しており、今後も引き続き要望を行う。</p>
<p>○他の保険にはなく、高い保険料の原因となっている世帯人数分保険料が増える均等割（全県29億円）への支援、せめて子どもの均等割（約9000人分）への支援を行い、国保料を引き下げること。</p>	<p>保険料に係る子どもの均等割のあり方の見直しについては、これまでも県独自または全国知事会を通して国に要望しており、今後も引き続き要望を行うとともに、国の検討状況を引き続き注視していく。</p>
<p>○県特別医療費助成への国の国保への減額措置分は、県も1/2の応分の負担をすること。</p>	<p>特別医療費助成に対する国庫負担金の減額調整措置については、引き続き機会があるごとに国へ全廃を要望していくこととしているが、国が廃止しない場合、対応について市町村と引き続き協議していく。</p>
<p>○滞納者への短期証や資格証の発行は、受療権を奪うものである。正規の保険証を発行し、保険証の留め置きはやめること。</p>	<p>資格証や短期保険証の交付等は、適切に保険料を納めている者との公平性の観点から設けられている制度であり、市町村においては被保険者の特別の事情の有無などを把握しながら適切に対応されているものと認識している。</p> <p>また、短期保険証の取扱いについては、適切に対面等で手渡しが行われるよう市町村との協議の中で助言等を行っていく。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>○国保の統一化の議論が始められようとしているが、市町村の自治を奪うものであり、事務も保険料も統一しないこと。</p>	<p>保険料水準の平準化については、県内の被保険者の負担の公平性を確保する観点から重要であると考え、検討を進めることとして、平成30年12月の国保運営協議会において了承を得たところである。</p> <p>ただし、保険料水準の平準化については、医療費水準の取扱い、算定方式など様々な課題があり、市町村と引き続き協議していく。</p> <p>また、国保事務の標準化については、市町村事務の効率化や経費削減に加え、被保険者の利便性や公平性などの観点から市町村と合意が得られたものから順次実施していくこととしており、市町村と引き続き協議していく。</p>
<p>○国保に休業補償制度を創設すること。</p>	<p>傷病手当のような休業補償制度の創設については、最終的には市町村が判断すべきことではあるが、国保の被保険者には農業者や漁業者、自営業者などが多く、勤務形態の把握が困難かつ所得が不安定であり、また国保財政運営への影響が懸念されるなどの課題があることから、容易ではないものと認識している。</p>
<p>②無料低額診療事業</p> <p>○介護保険法に規定される介護老人保健施設でも、社会福祉法第2条第3項10号にもとづき、生計困難者について、無料低額事業が適用できる。このことを関係者に周知すること。</p>	<p>社会福祉法第2条第3項に定める各無料低額事業については、基準の見直しや新たな対象施設の追加などその内容に変更がある都度、介護事業者等の関係者に対して周知している。</p>
<p>○無料低額診療事業の制度を、鳥取県として住民に周知する手立てをとること。</p>	<p>県ホームページにて無料低額診療事業の制度案内を掲載しており、また無料低額診療事業の実施する医療機関に対しても制度周知するよう指導している。</p>
<p>○院外薬局が対象外となっているが、対象となるよう求め、県独自に支援を行うこと。</p>	<p>無料低額診療制度は、国において医療保険制度の中で検討すべき事項であることから、その検討状況を注視していく。</p>
<p>③年金制度</p> <p>○将来不安を反映したマクロ経済スライドが発動されて年金額が抑えられ、物価上昇に見合った年金額になっておらず、「実質目減り」している。マクロ経済スライドをやめるよう求め、低年金者への月5000円の底上げを直ちに実施し、最低年金保障制度創設で、くらす年金額にするよう求めること。</p>	<p>国において、将来にわたって持続可能な社会保障制度となるよう構築されているものであり、県として国に対する要望等は考えていない。</p>
<p>④子どもの医療費</p> <p>○どこの自治体でもやっている就学前子どもの医療費無料化を直ちに国で行うよう求め、同時に鳥取県としても完全無料化を実施すること。</p>	<p>多くの自治体を実施している子どもの医療費助成については、国民健康保険国庫負担金の減額措置の対象となっており、未就学児までを対象とする見直しが図られたところだが、見直しの対象を高等学校卒業年齢程度まで引き上げることを国に対して要望している。なお、県としての完全無料化は考えていない。</p>
<p>⑤介護保険制度</p> <p>○低所得者の介護保険料引き下げの県独自の支援制度を創設すること。</p>	<p>介護保険制度において、低所得高齢者に対する介護保険料の軽減措置が設けられており、令和元年10月の消費税率引上げにあわせて、当該軽減措置が拡充される予定である。こうした軽減措置は、県も国、市町村とともに公費負担しているところであり、県独自の支援制度創設は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑥後期高齢者医療制度 ○後期高齢者医療制度の保険料特例軽減廃止の中止、窓口負担の1割から2割への負担増の中止を求めること。</p>	<p>後期高齢者医療制度の保険料軽減特例は、本制度の円滑な導入を理由に一時的に引き下げられているものであるため、廃止の中止を求めていることは考えていない。 また、窓口負担のあり方については、国において、持続可能な制度となるよう負担能力に応じて決定されるものと考えており、県として負担割合の引き下げ等について国に求めることは考えていない。</p>
<p>⑦障害者医療費 ○県障害者医療費助成制度は、元の完全無料にもどすこと。</p>	<p>自己負担の導入を行ったことにより、特別医療費助成制度の持続性を高める事ができたと考えている。負担できる方には一定の自己負担をお願いしながら、今後も安定した制度として継続させていきたい。</p>
<p>5. お金の心配なく学び、子育てができる社会をつくること ①学費・奨学金制度 ○現在実施されている国の給付型奨学金制度は対象者の2%程度しか枠がなく、先日成立した「高等教育無償化制度」は、大学授業料と給付型奨学金制度を組み合わせるものであるが、住民税非課税世帯に限定され、進学後の学習状況で支援打ち切りや返済が求められ、対象となる大学も「学問探究と実践的教育のバランスがとれている大学」に限定されるなど、「無償化」には程遠いものである。大学学費自体を直ちに半減し、給付型奨学金の対象者の抜本的拡大するよう求めること。</p>	<p>国において授業料等減免制度の創設が予定されており、合わせて給付型奨学金制度では給付額の増額や住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生に対する支援も予定されており、大学無償化制度が充実する見込みである。 今後も国の動向を注視し、必要な働きかけを行っていく。</p>
<p>○現在の国の奨学金は無利子とするよう求めること。</p>	<p>国の大学等の進学に係る奨学金は、無利子の第一種奨学金と有利子の第二種奨学金があるが、平成29年度に大幅に無利子奨学金が拡充し、貸与基準を満たせば希望するすべての方が利用できるようになるなど、第一種奨学金（無利子）の枠が拡大されたところであり、今後の国の動向を注視していきたい。</p>
<p>○国の貸与型奨学金制度の返済猶予期間10年の期限が2019年の今年であるが、再延長を求めること。</p>	<p>国の貸与型奨学金について、平成26年4月に返還期限猶予年数の上限を5年から10年に延長されたところであり、現時点で再延長の予定はないと聞いている。奨学金の返還は返還期限猶予制度のほかにも毎月の返還額を減額し適用期間に応じた分の返還期間を延長する減額返還制度や所得連動返還型奨学金制度も設けられているところであり、今後の国の動向を注視していきたい。</p>
<p>○鳥取県の進学率は全国でも最低である。鳥取県独自の給付制奨学金制度を創設し、現在の県奨学金の返済猶予期間の最長5年をせめて国並みの10年に延長すること。</p>	<p>大学生等に対しては、国において給付型奨学金制度の拡充や授業料減免制度の創設が予定されている。また、本県では地元企業に就職した学生が借りた奨学金の返済を減免する「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度」を設けて制度の拡充等を図ってきているところであるため、現時点で給付型の奨学金制度を設けることは考えていない。 鳥取県育英奨学資金の返還猶予について、進学や疾病あるいは低所得など一定の要件を満たす場合、その事由が続いている期間は返還を猶予しているところである。また、求職中の場合は1年単位で猶予し、最大5年間返還猶予を行っているところである。これについては、奨学生から返還が困難であり返還猶予期間を延ばしてほしいという意見も受けていないことから、現時点で返還期間を延長することは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②義務教育・保育・給食の無償化</p> <p>○義務教育は無償であるべきであり、学校給食の無償化、その他諸経費の無償化のため、国に財政支援を求め、県としても財政支援をすること。</p>	<p>学校給食法により、学校給食の実施に必要な施設、設備、運営に係る経費については設置者が負担し、学校給食費（食材費）については保護者が負担することとされており、支援については考えていない。</p>
<p>○幼児教育・保育の無償化は、財源を子育て世帯に重い負担となる消費税増税に頼らないよう求めること。また民間保育所は1/2の国支援があるが、公立は全額自治体というのでは、保育所の民営化を促進し、保育の公的責任を後退させることにつながるため、国の責任での無償化を求めること。監査で指摘を受けている企業主導型保育や認可外施設は無償化の対象外とすること。また利用者が知ることができるよう国と鳥取県の監査結果を公表すること。</p>	<p>幼児教育・保育の無償化の財源は、国において持続可能な制度となるよう構築されているものであり、国に対する要望等は考えていない。</p> <p>幼児教育・保育の無償化に係る地方負担分は、地方交付税が措置される予定であるため、算定に当たっては各団体の財政需要を的確に把握し、必要な財源措置を行うよう引き続き国に要望していく。</p> <p>企業主導型保育事業を含む認可外保育施設に関する県の監査結果は、県ホームページにおいて公表している。また、企業主導型保育事業については、公益財団法人児童育成協会が独自に立入調査を実施し、平成29年度の実施結果は当該法人のホームページにおいて公表されている。</p>
<p>③学童保育</p> <p>○指導員の賃金加算を拡充し、指導員確保ができるようにすること。</p>	<p>放課後児童クラブの運営費助成については、平成29年度に大幅な補助単価の引き上げが行われるとともに経験等に応じた処遇改善が制度化されている。現時点でさらなる単価の嵩上げは考えていない</p>
<p>○八頭町では、はじめて株式会社のシダックスが学童保育を運営することになったが、指導員の処遇が懸念される。実態調査をし、指導員の待遇改善をはたらきかけること。</p>	<p>放課後児童クラブの実施主体は市町村であり、指導員の待遇については八頭町が責任をもって対応すべきと考える。</p>
<p>④高校生通学費</p> <p>○高校生の通学費助成制度を創設すること。</p>	<p>高校生の通学費助成については、昨年12月に若桜町で開催した「伸び伸びトーク」での住民からの要望の声や町村会からの要望があったところである。既に地域の実情を踏まえた通学費支援を行っている市町村もあることから、まずは市町村と意見交換を行うこととしたい。</p>
<p>⑤特別支援学校</p> <p>○境港市に、県立米子養護学校(知的障害児対象)の分校をつくること。</p>	<p>米子養護学校に通う境港市の児童生徒については、通学バスを運行して通学の利便を図っており、現時点で分校設置は考えていない。（通学バス利用児童生徒18名、自力通学4名、保護者等送迎1名）</p>
<p>⑥夜間中学校</p> <p>○外国人だけでなく、不登校児も対象にした夜間中学校を設置すること。</p>	<p>鳥取県では平成30年度に「夜間中学等調査研究部会」を設置し、先進地視察やシンポジウム、ニーズ調査を行いながら、夜間中学設置にあたっての課題やその解消策に関する検討を進めている。入学対象者として、①戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了の者、②本国において義務教育を修了していない外国籍の者、③不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま卒業した者、④入学を希望する不登校となっている学齢生徒、の4つの対象者が想定されているが、本県における課題への解決策や更なるニーズの掘り起こし等が必要であり、今年度も継続して調査研究をおこなっていくこととしている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑦非常勤教員の採用問題</p> <p>○非常勤教員の雇用継続や採用について、当事者が雇用継続を申し出ていたにも関わらず、不採用の決定通知が来たのが3月25日と年度末ギリギリであった。これでは、再就職先の確保ができず、生活が立ち行かなくなる。もっと早くに決定通知を出すこと。</p>	<p>次年度任用に係る連絡は、近年の講師不足を背景として、任用を希望している方に対する採用可否連絡の早期化に努めているところである。しかしながら、教科指導の非常勤講師の場合、人事異動に伴う校内分掌の決定等によって変動するなど、一部においてやむを得ず確定が遅くなる場合もある。</p> <p>引き続き、人材確保とともに希望者への不安解消の観点からも早期の連絡に努めていく。</p>
<p>6. 地域経済・農林水産業・中小企業対策</p> <p>①日米 FTA</p> <p>○TPP 11 が昨年12月末に、今年2月に日欧 EPA が発効されて以降、財務省「貿易統計」でも、牛肉の輸入量の増加が認められている。県内の販売価格や販売量への影響・実態調査を行うこと。</p>	<p>県産農畜産物で特に競合すると思われる牛肉を中心に輸入状況を把握するとともに、県内農業団体に協力を得ながら、県産農畜産物の市場価格の動向や生産現場の状況等の調査を行っている。</p>
<p>○またこうした中で始まった日米 FTA 交渉は、トランプ大統領が農産物の関税撤廃をすると発言し、「TPP 以上にならない」との合意も反故にされつつある。農林水産業を壊す日米 FTA 交渉の中止を求めること。</p>	<p>日米貿易交渉については、国益全体を考えながら国会で議論することであり、交渉の中止を求めていることは、現時点で考えていない。</p> <p>その上で、今後の貿易交渉に当たって、国内農林水産業への影響を十分考慮し、強い姿勢で臨むとともに、適切な情報提供を行うことを国に要望している。</p>
<p>○コメ戸別所得補償制度が廃止され、コメ作りを担う人の減少が懸念される。鳥取県独自のコメ生産補償制度を創設すること。</p>	<p>戸別所得補償制度について、国が進めている水田フル活用対策等は有効であり、国の方針の見直しを求めることは考えていない。また、県の独自支援も考えていない。</p>
<p>②中小企業支援</p> <p>○従業員5人未満の小企業事業所の要望は、現在経済団体を通じて県は把握しているが、直接県が要望を聞き取ること。そして聞いた声を反映した中小企業振興条例あるいは小企業振興条例を策定し、経営維持のための固定費や家賃助成などを行うこと。</p>	<p>鳥取県産業振興条例は、県内では小規模事業者が大部分を占めることを踏まえた上で、平成23年の県議会において、企業規模や産業分野に応じた細分化はせず、県内産業全体の育成・振興を目標とするといった議論を経て制定されたものであり、この考え方に変わりはない。</p> <p>また、中小企業に対する県の助成制度は、雇用の維持・確保に向けた新事業展開や商品開発などの企業の積極的な取組を奨励するものであり、中小企業の固定費や家賃助成を無条件に助成することは考えていない。</p>
<p>○暮らせる賃金を保障するため、公契約条例を制定すること。</p>	<p>公契約条例の制定については、労働法制との整合性等において疑義がある状況があること、労働条件への介入は法律によるべきとの考え等から、国が制度設計することが適当と考えている。</p> <p>本県では、既に制度化している最低制限価格制度をしっかりと機能させ、適正な労働条件の確保等に取り組んでいく。</p>
<p>7. 生活環境・エネルギー</p> <p>①県産廃処分場設置問題</p> <p>○住民から反対意見がいまだに続いている県産廃処分場設置計画は中止すること。</p>	<p>公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町で計画している産廃処分場事業は、現在、条例に基づく手続が行われているところである。県は、中立の立場から条例の規定に従い厳正に手続を行っていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
○知事は直接、設置反対を主張している住民の声を聞くこと。	知事は、中立の立場から条例手続を行い、その後の廃棄物処理法の手続では許可権者として厳正な審査を司る立場と、産業廃棄物の適正処理のために必要な施策を講ずる立場の2つの立場があることから、公正を保つため特定の意見を持たれる方との意見交換は控えている。条例手続等で住民の方からいただいた様々な意見は担当部局が聞き、その内容については共有している。
○「手続き条例」にもとづく意見調整会議を、打ち切らないこと。	手続条例は、廃棄物処理法の事前手続として、関係住民と事業者との相互理解を促進すること等を目的に、環境保全上の意見提出等の手続を定めたものであり、県は、条例の規定に従い、意見調整会議を開催し、その内容等について廃棄物審議会の意見を聴きながら、厳正に条例手続を行っていく。
○該当地域の水質は、すでにある一般廃棄物処分場の影響で水質悪化している可能性がある。あらためて住民に情報提供すること。	産廃処分場事業計画地の隣接地で現在稼働中の一般廃棄物処分場の放流水は、上水道でも使われる高度な水処理を行い法令で定める排水基準よりも極めて良好な水質で放流されていることを県も確認している。また、放流水の水質検査結果は、既に事業者がホームページで公開している。
○自然再生エネルギーの設置手続きでは、環境影響のみならず、関係する住民の意思も反映する流れとなっている。廃棄物処理施設の設置にあたっては、関係する住民意思が反映できるルールを確立すること。	本県では、廃棄物処理法に基づく施設設置許可手続に先立ち、意見書・見解書のやり取り等を通じて住民意見を反映し、関係住民と事業者との相互理解を促進するための事前手続を条例で設定している。また、この条例の対象となる関係住民については、生活環境に及ぼす影響範囲等を考慮し、計画地の敷地境界から500メートル以内の区域内の居住者または事業所等を有する者、自治会、農業、林業または漁業を営む者を対象としており、全国的にも高い水準で安全面に配慮した広い範囲としている。
②安定型産廃処分場 ○県内の安定型産廃処分場に、石綿含有物が搬入されているが、環境負荷が懸念される。搬入をやめるようにすること。	石綿含有産業廃棄物は非飛散性のため、安定型最終処分場において最終処分することが廃棄物処理法で認められている。 なお、飛散性の廃石綿等は安定型最終処分場での埋立は認められていないため、管理型最終処分場や溶融施設等で適切に処理されることとなる。
③原発問題 ○福島原発事故の被災者はいまだ故郷に帰れず、原発輸出の破綻、使用済み核燃料も核のゴミも行き場を失っており、原発推進政策には未来はない。島根原発2号機の再稼働、3号機の稼働は容認しないこと。	原子力発電所の稼働については、国に対し、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧に分かりやすく説明するよう強く要望している。
8. 尊厳をもち自分らしく生きられる社会を ①ジェンダー平等社会 ○ジェンダー平等社会（性差による差別のない社会）を推進するため、選択的夫婦別姓の実現、家族や妻の労働を経費に認めない所得税法56条の廃止を求めること。	国において家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、司法の判断を踏まえ検討を進めることとされており、引き続き動向を注視していく。 家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えており、引き続き政府税制調査会等の動向を注視していくこととしている。

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>②性暴力・ハラスメント問題</p> <p>○性暴力を許さない社会をつくるため、2017年の改正刑法の「3年後見直し」に向けて、強制性交罪の「暴行・脅迫要件」の撤廃と同意要件の新設など、抜本改正を求めること。</p>	<p>2017年の刑法改正の際には、性暴力被害者保護の観点から、強制性交等罪の暴行・脅迫要件の緩和についても議論された。その結果を踏まえ、衆議院では、改正刑法案に、改正法施行後3年をめぐりに性犯罪事案の実態に即した制度の見直しを検討する旨を規定した附則第9条を追加する修正も行われたところであり、国の対応を注視していきたい。</p> <p>※刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）</p> <p>附則第9条 政府は、この法律の施行後3年を目途として、性犯罪における被害の実態、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>
<p>○女性活躍推進法等改定案は、ハラスメント規定を設け、顧客・取引先等第三者からのハラスメントを対象とし、独立した救済機関を設けるなど、ILO条約を批准できる水準のハラスメント禁止法を作るよう求めること。</p>	<p>女性活躍推進法等改正案は、国会において審議されており、引き続き動向を注視していく。</p>
<p>③LGBT/SOGI（性的指向・性自認）</p> <p>○LGBT/SOGI（性的指向・性自認）に関する差別のない社会をつくるため、「LGBT差別解消法」成立を求めること。同性カップルの権利を保障し、同性婚を認めるパートナーシップ条例を制定すること。</p>	<p>国におけるLGBT差別解消法（案）の議論の状況等を注視しつつ、パートナーシップ制度の課題等を見極めながら、当事者へのサービスの提供や支援のあり方を検討していく。</p>